

東京23区 → 兵庫県



移住 + 就業or起業等で

兵庫県マスコット
はばタン



最大100万円！

※ 以下の全ての要件を満たす方が対象です。

- ①5年以上、東京23区に在住又は通勤していた方
- ②5年以上継続居住される意思のある方
- ③以下のいずれかに該当する就職又は起業をされた方等

区 分	対 象 要 件 ※ 要件の詳細については裏面をご確認ください。
支 援 対 象 求 人 に 就 職 さ れ た 方	「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載され、 「移住支援金対象」と表示のある求人への就業
プロフェッショナル人材事業等を 活用して就職された方	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業を活用した就業
テ レ ワ ー カ ー	自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠 とし、移住元での業務を引き続きテレワークで実施する場合
起 業 さ れ た 方	兵庫県が実施する「ふるさと起業・移転促進事業（東京23区 枠）」の交付決定を受けた起業

※ 転入日により要件が異なります。詳しくは裏面及び実施要領をご確認ください。

兵庫県及び県内36市町では、県内への人材還流と中小企業の人材確保・起業の促進を目的に、東京圏から県内36市町に移住した者に対して、移住支援金を支給します。

兵庫県では、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、播磨町を除く県下36市町で実施しています。



詳しくは「ひょうごで働こう！マッチングサイト」または県ホームページをご覧ください。



ひょうごで働こう！
マッチングサイト
スマホ・PCからアクセス！



兵庫県ホームページ
兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業について

兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業（移住支援金のご案内）

支給金額	世帯で移住する場合：100万円、単身で移住する場合：50万円又は60万円 ※転入日により単身の場合の支給金額が異なります。詳細は実施要領をご確認ください。
移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（条件不利地域除く。以下同じ。）に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと ③ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる ※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①2019年4月1日以後に転入したこと（世帯員含む） ②申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること（世帯員含む） ③移住先に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること
その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（世帯員含む） ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること ③その他兵庫県及び事業実施市町が不相当と認めた者でないこと
世帯に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと ②2人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること
以下のいずれかに該当する就職又は起業をされた方等	
支援対象求人 に 就職された方	次に掲げる事項の全てに該当すること ①勤務地が兵庫県内に所在すること ②就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること ③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと ④週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること ⑤上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること ⑥当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
プロフェッショナル人材事業等を活用して就職された方	次に掲げる事項の全てに該当すること ①勤務地が兵庫県内に所在すること ②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること ③当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと
テレワーカー	次に掲げる事項の全てに該当すること ①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと ②地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと
起業された方	1年以内に兵庫県が実施する「ふるさと起業・移転促進事業（東京23区枠）」の交付決定を受けていること
申請方法	申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口申請してください ※移住支援金は移住先市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性もございますので、移住前に必ず移住予定先市町の窓口までお問い合わせください。

※転入日により要件が異なります。詳しくは実施要領をご確認ください

※受給市町から転出した場合、対象の職を辞した場合等には移住支援金の一部または全部の返還が求められます。

【お問い合わせ先】兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課（078-362-9168）